（光ディスクの構造）

第十四条の三　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（削る）

（削る）

様式第七を次のように改める。

様式第七　削除

（フレキシブルディスクの構造）

第十四条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第十四条の四　第十四条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二五

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一

2　第十四条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十四条の五　第十四条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

二　届出年月日